# 2024 年度インドネシア国別研修「5G/Open RAN 能力開発」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター(以下、「JICA東京」という。)は、以下の業務について、参加意思確認書(様式1)の提出を公募します。

本業務は、インドネシアから研修員として日本に招いたインドネシア政府関係者 (5G 関連施策策定・推進の中核を担う人材)を対象に、日本における 5G の関連政策や 5G 導入にかかるセキュリティ対策等の取り組みについて理解を深め、5G 普及にかかる自国課題について整理することを目的として実施するものです。

本業務の遂行にあたっては、株式会社富士通ラーニングメディア(以下、「特定者」という。)を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、日本を代表する Sler(システムインテグレーター)である富士通グループの研修機関ですが、富士通グループは、1935 年に通信機器メーカーとして創業後、日本のみならず世界各国における技術革新をリードしてきた企業であり、日本においてはローカル 5G ソリューションの提供等の実績も有しています。また、特定者は、本研修にて主に取り扱う 5G に関する英語での自社研修コースを有しているほか、これまでの技術革新の歩みや現在の 5G 時代におけるデジタル社会を展示した「富士通テクノロジーホール」を川崎市に有しており、本研修においても当該施設への訪問が期待されています。加えて、特定者は JICA 課題別研修「ICT 実践力強化のためのコア人材育成」(2020 年~2022 年)、マレーシア国別研修「LEP2.0 コミュニケーション・マルチメディア産業」(2023 年~2024 年)を受注しており、過去の類似 JICA 研修事業の経験を踏まえた、効率的・効果的な研修実施が可能なほぼ唯一の機関であるといえます。

このことから、特定者は、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施

し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を 希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施し ます。

#### 1 業務内容

- (1) 業務名:2024 年度インドネシア国別研修「5G/Open RAN 能力開発」に係る 研修委託契約
- (2) 案件概要:別添1「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間(2024年度): 2025年2月3日~2025年2月11日(予定)
- (4) 契約履行期間(2024年度): 2025年1月中旬~2025年2月下旬(予定) ※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含みます。 ※来日研修を予定しています。

### 2 応募資格

- (1) 基本的要件:
  - 1) 公示日において、令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の競争参加資格(以下、「全省庁統一資格」という。)を有する者。
  - 2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない 者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
  - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」 (平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止 措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
    - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
    - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
  - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人 である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴 力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各 用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関す る規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ、役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を 図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用 するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給 し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維 持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき 関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係 事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体 制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

- (※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
- 個人番号利用事務実施者
- · 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行 う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- 個人情報取扱事業者

# (2) その他の要件:

- 1) 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者及び関係機関と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。
- 2) 研修員への指導・助言に必要な 5G 関連分野の専門性を備えた人材を確保できること。

#### 3 手続きのスケジュール

	<u> </u>	
(1)参加意思	提出期間	2024年12月6日(金)17:00まで
確認書の提出	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	・参加意思確認書(別添2)、同確認書で提出を求
		められている資料等
		・応募要件に該当する全省庁統一資格を有していな
		い者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写
		し可)
	提出方法	メール
		※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の
		うえ、同項に記載のメールアドレスへ提出期限まで
		に必着で送信すること。
(2)審査結果	通知日	2024年12月13日(金)
の通知	通知方法	メール
(3)審査結果	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
についての理由	請求方法	メール
請求		※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の
		うえ、(4)に記載のメールアドレスへ提出期限ま
		でに必着で送信すること。
	請求締切日	2024年12月20日(金)
	回答予定日	2024年12月26日(木)

	回答方法	メール
(4)提出場	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5	
所	JICA 東京 経	済基盤開発・環境課(担当:根岸)
メールアドレ	Tel: 03-3485-7659	
ス	メール : <u>tic</u>	tee@jica.go.jp

#### 【メール送信の際の留意点】

- ・送付メールの容量は 3MB 以下として下さい。
- ・データ容量が大きい場合は、上記参加意思確認書(別添2)の PDF データを受領後1営業日以内に、提出された参加意思確認書に記載されているメールアドレスに大容量受け渡しサイト(GIGA POD)の URL とログインするための ID、パスワードを JICA 東京から連絡します。同サイトに提出すべき書類を格納した後は、必ず JICA 東京担当者にメールにて一報下さい。
- ・上記大容量受け渡しサイトが使用できない場合は、郵送又は持参下さい。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認のうえ 24 時間以内に(土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の 17 時までに)受信確認メールを送付しますが、万一連絡が無い場合は、JICA 東京担当者へ問い合わせ下さい。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受付けませんので早期の提出を推奨します。

# 4 その他

- 1. 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- 2. 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- 3. 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- 4. 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- 5. 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。

- 6. 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- 7. 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約 手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による 企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募 要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- 8. 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- 9. 手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本通貨に限ります。
- 10. 契約保証金:免除します。
- 11. 共同企業体:共同企業体の結成を認めません。

以上

# 2024 年度インドネシア国別「5G/Open RAN 能力開発」研修委託契約業務概要

#### 1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名:インドネシア国別「5G/Open RAN 能力開発」
- (2) 技術研修期間(予定): 【来日研修】2025年2月3日~2025年2月11日(研修日計5日)
- (3) 研修員(予定):
  - 1) 定員: 10名
  - 2) 研修対象国: インドネシア
  - 3) 研修対象組織・対象者: インドネシア政府機関(通信情報省) において 5G 関連施策策定・推進の中核を担う人材(高官向け)
- (4) 研修使用言語: 英語

# (5) 研修の背景・目的:

インドネシアでは、国家中期開発計画 (RPJMN) 2020-2024 の国家政策の 1 つとして、ICT インフラの公平性、ICT インフラの活用、DX 人材の育成を通じたデジタル変革に基づく経済インフラの開発があげられている。これを実現する上で、5G技術やモノのインターネット (IoT) などのブロードバンドおよびデジタルアクセス技術とサービスの開発は、適切な周波数スペクトル管理を必要とする通信情報省が対応を求められる将来の課題となっている。

本研修は、インドネシアから研修員として日本に招いた政府関係者(5G 関連施策策定・推進の中核を担う人材)を対象に、日本における5Gの関連政策や5G 導入にかかるセキュリティ対策等の取り組みについて理解を深め、5G 普及にかかる自国課題について整理することを目的として実施するものである。

#### (6) 案件目標:

5G/Open RAN の整備、サービスの知見を有し、施策策定、推進できる人材が育成

される。

#### (7) 研修の到達目標(期待される成果):

- 1) 日本における 5G の関連政策や 5G 導入にかかるセキュリティ対策等の取り 組みについて理解される。
- 2) 日本における Open RAN 実装の取り組みについて理解される。
- 3) 日本における 5G 普及策が理解され、インドネシア国における、5G 普及に必要な課題が整理され、深堀される。

## (8) 研修内容:

- 1) 主な研修項目
  - ア. 日本における 5G の関連政策
  - イ. 日本における 5G 導入にかかるセキュリティ対策等の取り組みについての紹介
  - ウ. 日本における OpenRAN や周波数の割り当てに関する紹介
  - エ. インドネシア国における、5G 普及に必要な課題整理及び深堀のための意見交換
  - オ、各通信キャリアや機器ベンダーのショールーム及びラボ等の視察
- 2) 研修方法
  - ア. 講義
  - イ. 質疑応答及び討論
  - ウ. 視察
  - エ.レポートの作成・発表

#### 2. 委託業務の内容

(1)契約履行期間(予定):

2025年1月中旬 ~ 2025年2月下旬 (この期間には、事前準備・事後整理期間を含む))

#### (2)業務の概要及び範囲:

- 1) 研修実施全般に関する事項
  - ① 研修日程・カリキュラムの作成・確認、調整
  - ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
  - ③ 研修実施要領の確認 (評価項目・評価基準の策定含む)
  - 4 研修員選考への協力

- ⑤ JICA、省庁、その他関係機関との連絡・調整
- ⑥ 研修監理員との確認・調整
- ⑦ プログラムオリエンテーションの実施・協力
- ⑧ 映像コンテンツの作成・調整(必要に応じ)
- ⑨ 研修員の技術レベルの把握
- ⑩ 各種発表会の実施への協力
- ① 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
- ① 研修員からの技術的質問への対応
- ③ 評価会への出席、実施補佐
- (14) 閉講式への出席、実施補佐
- ⑤ 反省会への出席
- 16 講義、視察の評価
- 2) 講義 (演習・討議等含む) の実施に関する事項
  - ① 講師の選定・確保
  - ② 講師への講義依頼文書の発出
  - ③ 講義室及び使用資機材の確認
  - ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認(著作権処理を含む)
  - ⑤ 講義実施時の講師への対応
  - ⑥ 講師謝金の支払い
  - ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
  - ⑧ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付
- 3) 視察の実施に関する事項
  - ① 視察先の選定・確保
  - ② 視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
  - ③ 視察謝金等の支払い
  - ④ 視察先への礼状の作成・送付

#### 4)事後整理

- ① 業務完了報告書(教材の著作権処理報告含む)作成
- ② 経費精算報告書作成
- ③ 資材資料返却

#### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語⇔日本語の逐次通訳等を行う 研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受 入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該 言語を使用しつつ(通訳)、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、 研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材で す。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コース の特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します(委任契 約)。
- (2) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性 があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイド ライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\_japan/guideline.html

以上

### 別添2 参加意思確認公募 参加意思確認書

#### 参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構 東京センター 契約担当役 所長 田中 泉 殿

提出者 (所在地)

(貴社名)

(代表者役職氏名)

2024 度インドネシア国別研修「5G/Open RAN 能力開発」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

- 1 全省庁統一資格 (令和 04・05・06 年度全省庁統一資格を有する場合) 登録番号:
- 2 添付資料 (令和 04・05・06 年度全省庁統一資格を有していない場合)
- (1)組織概要
- ※組織概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)。
- (2)登記事項証明書(写)(法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から 3ヶ月以内のもの)
- (3) 財務諸表(写)(申請日直前1年以内に確定した決算書類)(写)

(4)納税証明書(写)(その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの)

# (2) その他の要件:

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以 上